令和７年２月４日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14129	クロルピリホス乳剤	ダーズバン乳剤４０	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　アグロ　カネショウ株式会社　代表取締役　櫛引博敬
19619	クロルピリホス粒剤	ダーズバン粒剤	〃
22151	クロルピリホス水和剤	ダーズバンＤＦ	〃
11585	クロルピリホス乳剤	クミアイダーズバン乳剤４０	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
19621	クロルピリホス粒剤	サンケイダーズバン粒剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
11584	クロルピリホス乳剤	日産ダーズバン乳剤４０	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
19620	クロルピリホス粒剤	日産ダーズバン粒剤	〃
19679	非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤	日産バイオキーパー水和剤	〃
19677	非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤	バイオキーパー水和剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　セントラル硝子株式会社　代表取締役社長執行役員　前田一彦
21546	シュードモナス　フルオレッセンス水和剤	ベジキーパー水和剤	〃
21858	バチルス　シンプレクス水和剤	モミホープ水和剤	〃
22139	バリオボラックス　パラドクス水和剤	フィールドキーパー水和剤	〃

令和７年２月６日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21718	非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤	エコメイト	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
23469	シアントラニリプロール水和剤	エスペランサ	〃
22907	クロラントラニリプロール・ピメトロジン・プロベナゾール粒剤	シンジェンタ　ビルダーフェルテラチェスジェンタ　ジャパン株式会社　粒剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
23471	シアントラニリプロール・チアメトキサム水和剤	ツインアタック顆粒水和剤	〃
23651	シアントラニリプロール水和剤	ブレイクショット	〃

令和７年２月19日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22661	ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤	クミアイアプロードスタークルゾル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

令和７年２月27日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22039	フィプロニル・チアジニル粒剤	アプライプリンス粒剤１０	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
22440	ダイムロン・ピラクロニル・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル粒剤	日農イッポンＤジャンボ	〃
22454	ダイムロン・ピラクロニル・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル水和剤	日農イッポンＤフロアブル	〃
22662	ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤	アプロードスタークルゾル	〃
22784	ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤	アプロードモンカットスタークルＦ粉剤ＤＬ	〃
23146	インダノファン・ピラクロニル・ベンゾビシクロン水和剤	ライジンパワーフロアブル	〃

令和７年２月28日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16314	プロフェノホス乳剤	エンセダン乳剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

○経済産業省告示第七十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月十五日付けで次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月十五日　　経済産業大臣　武藤　容治

登録の区分	国内登録検査機関
一　八令法第施行流用に四則電気機械器具（電気用品安全から除く。）第十三条第一項の規定に基づき経済産業大臣が登録した国内登録検査機関（昭和三十五年通商産業省令第五十四号）第八条第一項の表の下欄に掲げる事項の変更（同令第八条第一項第一号に掲げる事項の変更にあっては、同令第八条第一項第一号の経済産業大臣が定める者に係るものに限る。）をしたもの	インターテック・ジャパン株式会社　東京都港区虎ノ門四丁目３番１３号

（参考）

インターテック・ジャパン株式会社の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

インターテック・ジャパン株式会社　本社（東京都港区虎ノ門四丁目３番１３号）

インターテック・ジャパン株式会社　東京試験所（東京都港区海岸三丁目２２番１２号　安田芝浦第２ビル４階）

インターテック・ジャパン株式会社　鹿島試験所（茨城県鹿嶋市佐田２９８番地６号）

○国土交通省告示第三百十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
西中国自動車道宮線	滋賀県大上郡多賀町大字多賀字中岡山一田二二井七四番二から同県大上郡多賀町大字多賀字中岡山一田二二井七四番二まで	令和七年四月十六日八時